

# 『史記』 呂太后本紀考

柴田 昇

## A Study on *SHIJI Lutaihou Benji* SHIBATA Noboru

### 1 はじめに

近代人が前漢中期以前の中国史を復元・検討しようとする時、そのための最も基本的な資料が『史記』である。そのことは出土資料が急速に増加した現在においても大きくは変わっていない。あるいは、出土資料研究に取り組む際の研究者の思考・歴史観を規定する枠組みとしての『史記』自体を理解する作業は、今までよりもさらに重要な中国古代史研究上の課題となってきたのかもしれない。

本稿は、呂太后本紀を手がかりに、『史記』の構築しようとした歴史像の一端を明らかにすることを目的とする。呂太后は漢の高祖劉邦の妻で、二代皇帝恵帝の母でもあり、後に漢王朝の実権を握る、漢王朝成立期の最重要人物の一人である。近年の張家山漢簡「二年律令」の公表は、漢代史における呂太后の時代への注目をあらためて引き起こした。本稿では『史記』にとっての近現代史、すなわち高祖劉邦から始まる漢代史に関する歴史記述の論理について検討することで、漢初史研究の土台作りとしたい。

### 2 『史記』本紀の構成と呂太后本紀の主題

#### 2-1 『史記』本紀の構成

『史記』本紀中には秦・秦始皇・項羽という後世的な観点からすれば本紀とすることが不適切と見られる部分があり、前近代においてそれらは批判の対象とされることが多かった。近代に入ってからそれらが本紀に列されている理由について言及した研究は多い。そして近代の諸研究においては、『漢書』等とは一線を画した『史記』の構成は、『史記』が持つ実質重視の姿勢を表現するものとして、また儒学的思考枠組みによる束縛を受ける以前の自由で魅力的な文体・構成をもつ書物である『史記』の特質を表現するものとして、より肯定的に理解されることが多くなった<sup>1</sup>。

『史記』で高祖に続く本紀として呂太后本紀が設定されていることも、前近代においてはしばしば批判の対象とされてきた。例えば『漢書』では高帝紀に続いて恵帝紀と高后紀は別に立てられており、荀悦『漢紀』も同様の構成をとる。司馬禎の索陰も、呂太后本紀を孝恵本紀に

附するか、あるいは孝惠本紀を別に立てるかすべきといい、『史記』の構成を批判する。

皇帝とそうでないものを明確に区分する立場からは呂太后を本紀に立てて扱うこと自体が大きな問題となるはずだが、中国歴代の歴史叙述においては、呂太后の時代の存在自体は必ずしも否定的には取り扱われてきてはいない。司馬光『資治通鑑』は恵帝とともに高後の時代を立て、王益之『西漢年紀』も同様に恵帝と呂太后を立てて時代を区切っている。中国前近代の歴史叙述においては漢代史を区分する場合、呂太后の時代を設定するのが通例となっていたとみてよい<sup>2</sup>。

そして、近年の出土資料の増加と関連研究の進展は、呂太后本紀を設定することが必ずしも司馬遷の独創とはいえないこと、それどころかそれが前漢前半期における通念的な歴史観の中に位置づけうるものである可能性をも明らかにした。馬王堆漢墓出土の『五星占』に含まれる五星の運行記録には、始皇帝・張楚の紀年や「漢」の元年～十二年、「孝惠」の元年～七年の紀年と並んで、「高皇后」の元年～八年という紀年を立てられており、呂太后の紀年が実在したことを示唆する<sup>3</sup>。またこれは、少なくとも文帝期においては、恵帝のあとはその時点での皇帝ではなく呂太后こそが政治的な中心と理解され、紀年もそれに沿って記すのが自然と考えられていたことを示す資料であって、呂太后の時代を設定することが漢初の人びとにとって決して不自然な構成ではなかったことを推測させるものである。

以上より、改めて浮かび上がってくる一つの問題がある。それは、『史記』が恵帝の時代を呂太后本紀に包含する構成をとったことはどういう意味をもつか、ということである。

呂太后が本紀に立てられていること自体は、漢代人にとって決して不自然なことではなかった。その点において『史記』は、呂太后を政治的な中心とする時代があったという、前漢期の通念に従う形で構成されている。しかしそのことは『史記』の構成が独創性、独自の思想性を持たないことを意味していない。孝惠本紀の不在の理由について会注考証は、恵帝を捨てて呂后に代表させる手法は、義帝を捨てて項羽を取ったように政令の出るところを重んじたことによるとし<sup>4</sup>、藤田勝久もこれに従っている<sup>5</sup>。『史記』が政令の出るところを重んじた構成を採ったこと自体は首肯されるが<sup>6</sup>、しかし恵帝と呂太后の時代をまとめて一つの時代として記述する『史記』呂太后本紀の区分法は、以後の時代には継承されておらず、漢代においても一般性を持ったものとは考えがたいようなのである。

『五星占』にも「孝惠」の紀年があったことから推測すると、漢代人の一般的な認識においては恵帝と呂太后を区分して本紀を立てるほうがより自然な構成とも考えられる。ここでの資料の選択と配列は『史記』の歴史観を何らかの形で示すものとして機能していると考えられるべきだろう。そして、孝惠本紀の非自立こそが『史記』の漢代史観における独自性の表現であることが推定されるのである。

## 2-2 呂太后本紀の主題

それでは、呂太后本紀の主題とは何だろうか。呂太后は対立する者に「人彘」で知られるよ

うな苛烈な処遇を与えたことで知られており、また皇帝をないがしろにして政治の実権を手中にした点からは、則天武后・西太后と並んで中国史を代表する悪女の一人とされてきた。そのため呂太后に関しては、その特異な行動・人格へと研究者の関心が強く向けられてきた。野口定男は呂太后について「相手が何者であろうと、そんなことには一向おかまいなく殺意をふるっている」<sup>7</sup>とし、「剛毅ではあったが、また、あまりにも惨忍刻薄な、疑いぶかい性格の持主であった。しかし、その呂后にも、孝恵帝の死に当って悲嘆にくれるだけの人間味はあった」<sup>8</sup>と評する。また新田幸治は呂太后を「己れの意のままに振舞い続けた」「帝国を維持するためには手段を択ばず、謀略・殺人をも辞さなかった」<sup>9</sup>人物と評し、呂太后本紀のストーリーを辿っている。呂太后という強いインパクトを持つ人物の存在感は圧倒的で、呂太后本紀はその人物像を探る素材として注目されることが多かった。

これに対して、呂太后本紀を『史記』全体の中に位置づけて理解することを重視した研究成果がある。夙に伊藤徳男は、封建制度に対する司馬遷の強い関心という視角から本紀について分析し、恵帝・呂后の時代を「呂后によって演じられた漢の封建制度危機の時代」とする。そして呂太后本紀を「漢の封建制度の危機という点からいえば、恵帝・呂后時代は一つの時代とみなされ、その主役は呂太后にほかならなかった」ために設定された本紀とする<sup>10</sup>。

また、呂太后本紀を『史記』の編集課程と編纂意図の中に位置づけて総合的に理解しようとしたのが藤田勝久である。藤田は呂太后本紀を「呂后を絶対者や「おそろしき女」として描写したものではない」<sup>11</sup>とし、『史記』の編纂に太史令の職務に関連する諸資料が深く関わっていること、重要な場面で日食・天の事象などにより呂太后・呂氏の滅亡に連なる運命を暗示していることを指摘する。そしてその編纂意図を「先行する諸資料を選択・配列することによって呂后と呂氏一族の興亡を説明すること」<sup>12</sup>とする。

以上の諸研究はいずれも継承すべき内容を含んでおり、特に呂太后本紀を「呂后と呂氏一族の興亡」について述べる本紀とする藤田の把握は的確と考える。ではなぜ、世界の王者について語る本紀の中に、皇后・皇太后とその一族を主題とする一篇が含まれているのだろうか。その理由の一つは、しばしば指摘されるように呂太后が政治的実権を掌握していたとの『史記』の事実認識である。また、藤田が指摘するように恵帝死後の呂太后が王者の紀年を有していたこと<sup>13</sup>もその重要な理由だろう。それらの見解はもちろん首肯し得るが、本稿ではやや異なった角度から呂太后本紀の性格について検討してみたい。

本稿で問題とするのは、『史記』が選択した構成と、『史記』の内的世界における歴史発展の論理との関係である。それについて考えるために、恵帝期と呂太后期を分割した『漢書』帝紀の構成は一つの手がかりとなろう。次章では、まず『史記』呂太后本紀と『漢書』恵帝紀・高后紀との比較から始めよう。

### 3 『史記』呂太后本紀と『漢書』恵帝紀・高后紀

#### 3-1 呂太后本紀と恵帝紀・高后紀の比較

本節では、呂太后本紀と恵帝紀・高后紀を対照することで、呂太后本紀の特徴を確認しておきたい。後掲の表ABCは呂太后本紀と恵帝紀・高后紀の叙述の異同を提示したものである。ほぼ同時期について書かれていると判断される部分を並べて便宜的にナンバーをつけて示し、同一と考えられる事項は下線で示した。

表Aでは呂太后本紀の冒頭部分及び恵帝在世中部分と恵帝紀を対照した。この部分では、年月を伴う記事に若干の共通部分が見られるのみである。(5)(8)(14)は同一の出来事を記述するが、恵帝紀の方が著しく簡略である。これは『史記』に見える詳細な記述が『漢書』では伝に割り振られている場合が多いため、この点については表B・Cの記事でも共通する傾向がある<sup>14</sup>。

表Bは恵帝崩御の直後から呂太后死亡時までの呂太后本紀と高后紀の記事を対照したものである。この部分でも年月を伴う記事には共通部分が見られるが、全体として共通の記述がなされている部分は少ない。(11)(24)及び(22)後半部以外はごく部分的な一致が見られるのみである。

表Cは呂太后没後の呂太后本紀と高后紀の記事を対照したものである。ここでは(4)(5)(6)、すなわち周勃・陳平らによる呂氏排除の動きと呂氏の滅亡に関する一連の記事の大部分がほぼ共通する記述から成っている。(1)(2)(3)にも共通部分があり、『史記』で詳細に記されている部分が、『漢書』では節略され列伝で詳述されている場合が多い。まったく一致が見られないのは(7)(9)の二つの部分に限定される。

これらを一見して明らかなのは、ABにおける共通部分の極端な少なさと、それとは対照的なC部分における共通する記事の多さである。すなわち、冒頭部から呂太后の死までは『史記』・『漢書』の本紀が記す内容にはかなり大きな違いがあり、呂太后没後、特に諸呂の誅殺過程に関しては『史記』と『漢書』の叙述は共通する部分が急増する。

呂太后本紀と恵帝紀・高后紀の叙述に見られる差異は、『史記』と『漢書』の記述における力点の差、関心の所在の違いを示すものだろう。そして同時にこのことは、表ABに相当する部分こそが、『漢書』帝紀と対照的な『史記』本紀の恵帝・呂太后期に関する歴史像の特質を顕著に反映していることを予測させる。以下表A・B・Cの史料に言及する際は、表・資料名・位置番号のかたち(例えば、表Aの恵帝紀の(1)であれば(A恵1))で提示する。

#### 3-2 呂太后本紀にみえる皇帝たち

呂太后本紀は、恵帝の皇帝在位期間を包含する本紀である。しかしその記事の中にみられる政策的記事においては、恵帝の主体性はほとんど記されない。呂太后本紀で一貫して強調されるのは、恵帝の人格的な弱さである。呂太后本紀冒頭部には「孝恵為人仁弱」とあって、高祖が太子の交代を目論んでいたことが記されるように、『史記』の恵帝評価は「仁弱」「慈仁」で

一貫する（A 呂1・4）。

その一方で呂太后本紀には、呂太后が殺害を目論んでいた趙王如意を恵帝が母の意に反して守ろうとする、ある種剛直な一面を示すようなエピソードも記録されている。しかしわずかな隙に趙王は毒殺され、また趙王の母たる戚夫人も手足を切断され「人彘」とされた。それを見た恵帝は「大哭、因病、歳余不能起」という状態に陥ったという（A 呂4・5）。呂太后の意に恵帝が逆らった上述のエピソードも『史記』は恵帝の「慈仁」故と評しており、結局は恵帝が政治への情熱を失うエピソードに結びつけられてゆく（A 呂7）。呂太后本紀における恵帝は、高祖に疎まれ、母たる呂太后の行動に若干の抵抗を示しながらも、最終的にはその残忍さにショックをうけ政治への情熱を失い病む、弱い人格として描かれるのみである。

これに対して『史記』の本紀以外の部分では、恵帝の即位は漢朝の功臣たちによる強い支持を得てのものだったとする記事が目立つ。その晩年に至って高祖は寵愛した戚姫の懇願を容れ、戚姫の子である如意を太子に立て、現太子である盈を廃嫡しようとする。しかしこの目論見に対しては臣下の多くから強い反対があり、高祖はその案を撤回せざるを得なかった。

高祖は現在の太子を廃して戚姫の子の如意を太子に立てたいと望むようになったが、大臣はそれに賛成せず、意を通すことができなかった。

及帝欲廢太子、而立戚姫子如意為太子、大臣固争之、莫能得。（張丞相列伝）

『史記』は叔孫通らが太子廃嫡に反対した発言も伝えており<sup>15</sup>、その結果、太子盈は高祖の死後順当に即位した。恵帝は、漢王朝創立期の功臣群から強い支持を受けていたと考えてよい。

『史記』呂太后本紀が恵帝在位期について排列した記事の一面性は、『漢書』恵帝紀と比較したとき明瞭である。恵帝紀には、呂太后本紀には見えない政策的記事が頻見する。恵帝即位時には「賜民爵一級」「減田租」などの恩典賜与記事が見え、郡・諸侯王に高廟を建設させたとの記事も見える（A 恵3）。四年には民の「孝弟力田者」に徭役免除を行い、吏民の妨げになる法令の改廃を行い、挾書律を撤廃している（A 恵11）。六年には民の売爵を認め、「女子年十五以上至三十不嫁、五算」との記事もある（A 恵12）。対外的にも、三年には宗室の女を公主として匈奴単于に嫁させ、五月には閩越君揺を東海王に擁立し、七月には南越王趙佗の称臣奉貢をうけている（A 恵10）。

このように『漢書』恵帝紀によれば、恵帝はその短い在位期間中に少なからぬ新政策を打ち出し続けていたことになる。高后紀の元年の条には「前日、孝惠皇帝言欲除三族、妖言令、議未決而崩、今除之」（B 高2）と記されており、恵帝がその最晩年まで主体的に現実政治に関わっていたとも読める構成になっている。恵帝崩御後に「呂氏權由此起」（A 恵14）・「元年、号令一出太后」（B 呂2）とあるのは、それ以前は呂太后が必ずしもあらゆる政治的意志決定を掌握していたわけではないことを示唆していよう。また『漢書』恵帝紀においては、呂后は即位時に恵帝の母として若干触れられる他は贅にその名が見えるのみでその存在感はきわめて

希薄で、『史記』が本紀で描いた同じ時期との力点の違いは明らかである。『史記』がこの時期に関して政策的記事をほとんど記さないのは、恵帝の非政治的性格の強調という呂太后本紀の編纂方針によるものだろう。

『史記』呂太后本紀の恵帝在世中の部分と『漢書』恵帝紀を比較した時、恵帝期の漢王朝に関して読者が得る印象は大きく異なる。このような差異は『史記』と『漢書』の編纂方針の差異であり、具体的には資料の選択・配列の差異である。『史記』呂太后本紀における恵帝は、その一面のみを強調された姿で描かれていると言うことが可能だろう。そしてそのことは、恵帝在位期を呂太后が実権を握った時代として描こうとする『史記』の基本姿勢を示すものである。

恵帝没後に相次いで即位した二人の少帝については、呂太后本紀中には皇帝の主体的な政治的判断が行われたことを推測し得る記事自体がほとんど見えないといってよい。二人の少帝が実際のどの程度の政治的意志を示し得たかは詳らかにできないが、彼らの存在感のなさも、この時期を呂太后が実権を握った時代として描こうとする『史記』の姿勢を反映していよう<sup>16</sup>。

### 3-3 『史記』の中の呂太后

皇帝の存在感が著しく希薄であるのとは逆に、呂太后本紀の記述の中で大きな比重を占めるのは、呂太后自身の発言・行動と、それと関連する呂氏一族の政界進出に関する記事である。

たとえば恵帝在世中の記事について見ると、ごく短い紀年資料<sup>17</sup>以外のほとんど全てが呂太后の発言・行動に関する記事となっている。そこでは呂太后のキャラクターが主要なテーマとなっていること、本紀に記される重要事件の原因となっているのが呂太后の感情・思考と行動であることを強調する叙述となっていることは疑いない。

ここで呂太后本紀中に見える呂太后の行動に注目してみよう。実のところ呂太后本紀が記す呂太后の行動は、ほぼ二つのパターンに類型化されると言ってよい。その一つは、自らが何らかの恨みを持つ者、自らに怒りを抱かせるような行動をとった者への復讐・攻撃で、もう一つは、自らの一族である諸呂及び呂氏のシンバを高位に就けるための動きである。呂太后の行動は、怨恨・腹いせと縁故主義に貫かれている。

そして、呂太后による復讐・攻撃も、その動機と対象を見れば、一連の行動が帝位ないしは王位に関わるものであり呂太后に系譜的な関わりを持つ者たちの政治的地位の上昇と表裏一体であることは容易に理解される。すなわち恵帝在位中の戚姫・趙王如意への攻撃は自らの息子恵帝の即位を危うくしたものへの攻撃だったし（呂 A4・5・7）、悼恵王肥が殺されかけたのも恵帝に対して臣下の礼をとらなかったからである。恵帝没後の趙王友の死も、后とした呂氏の女を遠ざけたことが原因だった（呂 B15）。呂太后の怒りは、自らの息子と一族の政治的地位を脅かし不安にする者に対して過敏に発動された。

なお悼恵王の場合、呂后の一族に邑を献じて機嫌をとることでその非礼はあっさりとして許されている（呂 A8）。呂太后は恵帝・呂氏一族の政治的地位を脅かす者に対して激しい怒りを見せるが、それは敵対者の回心によって容易に鎮静化することがあった。

また、恵帝没後の呂太后本紀の記事は、そのほとんどが王・侯人事、特に諸呂及び呂氏のシンパを王侯の地位に就けるための動きに関連している。恵帝没後、呂太后は呂氏を王位に就けようとして臣下にその是非を問うた。諸呂を王とすることに対しては反対意見も賛成意見もあったが、反対意見を述べた王陵は相権を奪われ、自ら政界から身を引いた（B 呂3）。その後、呂太后は恵帝の子どもたちを王位に就けた上で、大臣たちの要請という形をとって呂台を呂王とした（B 呂5）。これを嚆矢として呂氏に対する封侯・封王は続く（B 呂8・10・14・16・18・20）。呂氏の封王・封侯記事については、『漢書』高后紀には記述されていないものが多く（呂B8・10・12・13・14・16・18・20）、呂太后本紀・高后紀それぞれが持つ関心の所在の違いを表現する。

注意しなくてはならないのは、呂太后本紀に描かれている時期が、近代の研究において政治上の大きな問題が無かった安定した時代と評される場合が多いことである<sup>18</sup>。呂太后本紀の末尾に見える「太史公曰」の記事は、しばしばその根拠とされる。

太史公曰く、孝恵皇帝・高後の時代には、人民は戦国の苦難から解放され、君臣ともに無為による休息を欲していた。そのため恵帝は垂拱するのみであり、高后が女主として称制することとなり、政治は宮廷の門を出ず、天下は安泰であった。刑罰が用いられることは少なく、罪人もまれであった。民は稼穡に励み、衣食は豊かになった。

太史公曰、孝恵皇帝・高后之時、黎民得離戦国之苦、君臣俱欲休息乎無為。故恵帝垂拱、高后女主称制、政不出房戸、天下晏然。刑罰罕用、罪人是希。民務稼穡、衣食滋殖。（C 呂10）

ここに記されている天下泰平のありさまを額面通りうけとってよいかどうかについては疑問がある。この記事は、恵帝という「仁弱」な人物が帝位にあったにもかかわらず、また呂太后という本来最高位にあるべきではない人物が実権を握っていたにもかかわらず、この時期の漢が大きな動乱を免れたことに対する太史公なりの説明に過ぎない。故にこの記述を以て恵帝・呂太后期を非常に安定した時代だったと評するのは難しいと考える。この時期には、匈奴列伝によれば匈奴との間に少なからぬ緊張があったはずで、高后紀でもそれにふれている（B 高14・15）。また南粵との間にも紛争があった（B 高13・19）。しかし呂太后本紀にそれらが記されることはない。またこの時期には洪水・地震が幾度も発生しているが、呂太后本紀ではそれらについてもふれられることはない<sup>19</sup>。

### 3-4 小結

以上、呂太后本紀では、恵帝に関してはその人格的弱さのみが強調され政治的行動に関しては一切触れられない。恵帝死後、呂太后死去までの記事は、そのほとんどが王・侯人事に関連しており、またその中でも呂氏の政治的上昇にその関心を集中している。

呂后在世中の呂太后本紀は、漢王朝上層部の人間関係と呂氏に関連する人物の政治的地位上

昇に関心を集中し、そこから対外関係の緊張や政治的課題の解決といった視点を見出すことはほとんどできない。そこに記されているのは、呂太后による恵帝擁護・呂氏拡大の志向と、それと一体の呂太后の不安・怒りである<sup>20</sup>。呂太后は恵帝・呂氏存在を危うくする者に対して不安・怒りを示し、それは時にその相手に対する攻撃として顕在化する。呂太后本紀の呂太后在世中部分（表A・B）は、呂太后の感情・思考と行動、そしてそれに対応する人事に関連する記事でほとんどが埋め尽くされていると言ってよい<sup>21</sup>。

## 4 『史記』の中の少帝

### 4-1 恵帝の後継者

呂太后本紀の表C部分は、呂太后没後のごく短い期間の動向を記す。そこでは呂太后没後わずかの間に齊王や漢の高官らが呂氏を誅滅し、代王が皇帝に即位するまでの過程が描かれる。王位に在った呂氏は廃され、呂氏は尽く捕えられ、年齢を問わず殺害されたという（C呂6、C高6）。この部分でもやはり主題は皇帝を含む王侯の地位である。前節での検討も含めて、呂太后本紀における一貫した主題は、皇帝位をも含む王侯人事であると考えられる<sup>22</sup>。

ここで呂太后没後における王侯人事に深く関わるものとして注意すべきなのが、恵帝の子供たちの血筋に関するいくつかの記事である。恵帝没後、その太子が皇帝位に就いた。しかし呂太后本紀では、恵帝を継いだ少帝の出自に関する疑惑が明確に記されている。

宣平侯の娘（呂太后の孫）が孝恵皇帝の皇后だった時、子がなく、みごもったと偽って、ある美人の子を取り上げて、母親を殺し、自らの子として立てて太子とした。孝恵皇帝が崩御された後、太子は立って皇帝位についた。

宣平侯女為孝恵皇后時、無子、詐為有身、取美人子名之、殺其母、立所名子為太子。孝恵崩、太子立為帝。（B呂11）

恵帝の太子は、実は皇后が生んだ子ではなかったというのである。同様の事実は外戚世家にも記されている。

呂太后の長女は宣平侯張敖の妻となり、張敖の娘は孝恵帝の皇后となった。呂太后は孝恵帝の皇后と二重の縁戚にあたるため、万方手を尽くして子を産ませようとしたが、どうしても子ができず、偽って後宮の女が産んだ子を奪って子と称した。

呂后長女為宣平侯張敖妻、敖女為孝恵皇后。呂太后以重親故、欲其生子萬方、終無子、詐取後宮官人子為子。

恵帝を継いだ少帝<sup>23</sup>は恵帝の皇后の実子ではないと明記され、『史記』はその事実性を疑っていない。太子は恵帝死後即位するが、自らが皇后の真の子ではないことを知ったため呂太后



によって廃位・殺害されたという（B 呂 11）。『漢書』高后紀はこのことについて簡略にふれ（B 高 11）、外戚伝でも簡略ながら『史記』と同様の認識を示している<sup>24</sup>。

#### 4-2 少帝弘への疑惑

その後には恒山王義が弘と名を改めて帝位についた。これが少帝弘である。そして少帝弘にもその血筋に関する疑惑があった。呂太后本紀には、呂太后死後の出来事として次のような記事が見える。

諸大臣はともに謀って次のように言った。「少帝や梁・淮陽・常山の王たちは、皆恵帝の実の子ではない。呂后は偽り計って他人の子を引き取り、その実の母親を殺して、後宮で育て、恵帝の子として、太子に立て、また諸王にし、それによって呂氏を強めようとしたのだ」。

諸大臣相与陰謀曰、少帝及梁・淮陽・常山王、皆非真孝恵子也。呂后以計詐名他人子、殺其母、養後宮、令孝恵子之、立以為後、及諸王、以強呂氏。（C 呂 8）

皇帝位・王位に就いた恵帝の子どもたちは、実は恵帝の子ではなかったというのである。宮廷の高官たちによって、少帝らに関する疑惑はおおびらに語られている。少帝弘の出生に関する疑惑の存在は、『史記』の編者の立場からすれば当時の常識に類することがらでもあった。また、少帝即位とその兄弟の王就位を漢の高官たちは呂氏の拡大と理解していた。この記事は、漢朝の高官たちが彼らを呂氏とつながりのある者、すなわち呂氏の血を引く者と考えたことを示すものとする<sup>25</sup>。さらに孝文本紀には、丞相陳平らが少帝弘らは恵帝の実子ではないから宗廟に祭るべきではないと述べる記事も見える<sup>26</sup>。

『漢書』においてもこの問題に対する記述は断定的である。高后紀には「非孝恵子」（C 高 8）とあり、外戚伝も「少帝恒山・淮南・濟川王、皆以非孝恵子誅」とする。さらに、五行志にはつぎのような記事がある。

後宮の美人の中に男子を持つ者がいたので、太后はその子を皇后に自らの子とさせ、実の母親を殺した。恵帝が崩じ、太子が皇帝位に就いてから、（実の母が殺されたことについての）恨みを口にするようになった。そのため太后は皇帝を廃位し、あらためて呂氏の子である弘を少帝とした。

後宮美人有男、太后使皇后名之、而殺其母。恵帝崩、嗣子立、有怨言。太后廢之、更立呂氏子弘為少帝。

ここでは、少帝弘が呂氏一族であることが明確に記されている。このような見方は『史記』の見解を継承したもので、二人の少帝が皇后の生んだ子でないこと、そして少帝弘が恵帝の真の子でなく呂氏一族であることは、前漢中期の宮廷・政界において既に定説となっていたと

考えてよい。

#### 4-3 小結

『史記』・『漢書』に記されるこのような皇帝の血筋に関する記事の事実性については夙に批判があり、現時点では少帝弘らを「孝恵帝子」と見るのが通説的見解となっている<sup>27</sup>。しかしこれらの記事を見れば、『史記』においても『漢書』においても少帝弘らが「非孝恵帝子」と考えられていることに疑問の余地はあるまい。

『史記』は、呂太后によって皇帝の血筋が切断されたものと考え、『漢書』もその認識を継承した。『史記』・『漢書』の認識によれば、呂太后は恵帝崩御後、皇后の真子でない者を帝位に据え、さらにそれを恵帝の子ではない呂氏の一族とすげ替えたのである。そしてそのことは、呂氏誅滅後に少帝が廃位されたことに対する説明にもなっている。本来、皇后の一族たる呂氏が滅びても皇帝がそれを理由に廃される必要などない。呂氏専権と呂氏の乱、そして高祖の約を根拠とするその鎮圧と少帝弘廃位という一連の事実関係は、少帝弘が劉氏の子孫であることの否定を必要としたのである。

### 5 『史記』における恵帝期・呂太后期の記述構想

#### 5-1 劉氏皇帝の不在

前節で検討した恵帝の血筋に関する一連のエピソードからは、『史記』が呂太后本紀を立てた理由、及びそれが恵帝期を含む形で設定された理由を推定することができる。

第一に、少帝弘の血筋に関する認識は『史記』が呂太后を本紀に立てる根拠となった。

『史記』においては、王者の位は祖先または当人の功德に対する褒賞として獲得されるものと考えられていた<sup>28</sup>。そのような見方を前提とすれば、恵帝の真子ではない少帝弘は、劉氏の系譜と無関係な、帝位に就くべき資格を持たない者ということになる。恵帝崩御後には、劉邦の血を引く真正な漢の皇帝のいない時代があったのである。

このことは、漢の歴史を劉氏の皇帝の歴史として記述する立場からは少帝弘を本紀に立てることは不可能であること、そして劉邦と何らかの系譜的な接点を持ち、なおかつ政治的な実権を握る存在として、本紀に立て得る対象に高祖の妻たる呂太后以外の選択肢が存在しなかったことを示す。呂太后本紀が立てられた理由の一つは、本紀に立てるべき人物が呂太后以外に存在しない時期があったからということになるだろう。

#### 5-2 『史記』における秩序変動

そして呂太后本紀設定の第二の理由として、高祖を起点とする男系の切断の上に成立する皇帝位というモチーフと、『史記』本紀にしばしば見られる秩序変動の構図との類似が挙げられよう。

筆者はかつて『史記』の内的世界においては、王朝の成立や王朝間の革命の発生に関して、

男系の切断と女性による神的な世界との媒介という一般的法則が想定されていた」<sup>29</sup> こと、即ち革命によって成立する王朝の始祖は超自然的な神的世界と関係を持った女性であることを述べた。殷・秦の始祖が玄鳥の卵を呑んで懐妊したように、また周の始祖が巨人の足跡を踏んで懐妊したように、『史記』は革命を成し遂げる王朝の始祖が神的世界との接触によって生まれることをしばしば記している。そして高祖本紀に母が龍に感じて懐妊したことが明記されているように、『史記』における革命に関する一般的法則は漢王朝にも共有されており、漢帝国の成立においても黄帝以来のそれと「共通する血縁的系譜関係と性役割の構図を見出すことができる」<sup>30</sup>。新しい王者の系譜とは、神的世界と接触した母親からスタートするものであって、そこでは男系は厳密に言えば切断されているのである。そのような観点から見れば、呂太后本紀に見出されるエピソードとそれ以前の様々な王朝の成立に関する説話群との共通性は容易に見出されよう。

呂太后が行ったのは、高祖から始まる漢の皇統における男系の切断である。呂太后は恵帝の子ではない呂氏の血を引く人物を皇帝位に就け、同時に呂氏一族を王・侯位に就けてゆく。しかし、劉氏の系譜と拮抗し始めたこの新しい系譜は、劉氏と全く無関係なわけではない。そこには、劉氏の祖である高祖劉邦の正妻たる呂太后が原点として存在する。このことは五帝から秦に至る王者たちが全て黄帝を始祖とする系譜上にあったこと、そしてその系譜と何らかのかかわりを持つ女性が男系を切断することで革命の前触れとなったことと共通性をもつ。呂氏の系譜は、呂太后という一人の女性によって、劉氏の系譜を革新するものとして出現した。呂太后本紀の設定は、政治的な変動に女性の介在を見る『史記』の発想の表現と考えられる。

しかし、呂氏の系譜には上述の法則に当てはまらない点があった。呂太后による漢朝皇帝の系譜の切断は陰謀以外のものではなく、それ以前の王朝の場合のような神的世界との接点を見出すことはできない。殷・周・秦・漢の始祖には神的な世界との接触による異常懐妊が王朝交代の要件として設定されていたが、呂太后による行動は人為の範囲を一步も出ない。呂太后によって開始された皇帝の系譜は、単なる暴力的な男系血縁の切断によって生み出されたものに過ぎなかったのである。

### 5-3 小結

以上『史記』においては、王者の系譜は神的世界と接触した女性の介在によってスタートしており、その際には男系血縁は切断されていた。呂太后本紀はそのような『史記』の基本的モチーフにそった一篇で、『史記』の基本的発想と強く結びついた本紀、すなわち呂太后に始まる王統系譜の展開と頓挫を描いた本紀であると同時に、劉氏に対抗するもう一つの王統の出現を提示した一篇であると考えられよう。そしてそのように考える時、呂太后本紀が恵帝の紀年を包含して成立していることもまた必然性を持つことになる。

『史記』の内的世界では、恵帝の存在は呂氏の系譜の一部として理解された。そのような発想を前提とすれば、恵帝代を包含した呂太后本紀の設定はごく自然だろう。『史記』においては、

呂氏の枠組みの中で理解された恵帝は、漢王朝の男系の中に位置づけるべきものとは考えられなかったのである。恵帝は呂氏一族の一人として扱われ、その治世も、呂后と呂氏一族について述べる本紀の中に吸収されることになった。

## 6 おわりに

本稿は、呂太后本紀を主要な素材として、『史記』における歴史叙述の論理を明らかにしようとしたものである。呂太后本紀の一貫した主題は皇帝位を含む王侯人事だった。そして、恵帝・呂太后期の人事問題を描く際の呂太后本紀の叙述は、上古以来の王朝交替にみられる基本パターンに規定されていた。

『史記』が描く王朝交替において一貫して見られる基本パターンは、女性による神的世界との接触とそれによる男系系譜の切断である。男系系譜を切断した女性は、それに代わる新しい王統系譜の開祖となる。劉氏の男系を切断した呂太后は、新たな王統の開祖だったのである。ここであえて男女を対比させて述べるならば、『史記』の王統系譜においては、男性が血縁的系譜の維持継続を本質的役割とする「安定」の性にとらえられていたのに対して、女性は王朝秩序を破壊し革命を生起させる力をもつ、「変動」を本質とする性と観念されていたといえよう<sup>31</sup>。そして呂太后本紀は、『史記』の性観念に沿って構想された一篇ということになるだろう。

高祖劉邦によって創建された漢王朝の系譜は、劉邦の死をきっかけにして別の系譜によって挑戦を受けた。『史記』における漢代史は、男系の切断によって危機に陥った漢王朝が、文帝という新たな継承者のもと再生し、武帝の時代という盛時に向かって歩んでゆく、危機克服と王朝再生の物語として構想されたものである。

本稿で取り扱ったのはあくまでも呂太后本紀から見た『史記』の内的世界における記述の論理に過ぎない。恵帝・呂太后時代の史実に関しては、別稿にて改めて検討することになる。

## 註

- 1 例えば宇都宮清吉は『史記』を、「中国史学におけるほとんど唯一の儒教主義的世界以前の自由な史書」と評する（『『史記』と『漢書』』『中国古代中世史研究』創文社、1977、1970初出、411頁）。
- 2 宮崎市定「史記を語る」（『宮崎市定全集5史記』岩波書店、1991、1979初出）は、「呂后を正統から退けて、年表に二人の少帝の名を出すようになったのは、どうも日本の東洋史学から始まったらしい」（28頁）とする。
- 3 吉本道雅『史記を探る』（東方書店、1996）、67頁。
- 4 滝川亀太郎『史記会注考証』呂后本紀条「愚按、史公舎恵帝而紀呂后、猶舎楚懷而紀項羽、蓋以政令之所出也」。
- 5 藤田勝久「『史記』呂太后本紀の歴史観」（『史記秦漢史の研究』第八章、汲古書院、2015、1993初出）468～469頁。

- 6 例えば、内藤湖南『支那史学史』（『内藤湖南全集第十一巻』筑摩書房、1969、1949 初出）では「司馬遷の本紀は編年体の歴史が単に年代によつて歴史を書くのとは違つて、真に当時の主権者を現はす考であるから、呂后をも本紀に列したのである。かかることは後世の史家の為し得ない所であつて、之を為したのは、司馬遷の大なる判断力によるものと云ふべきである」（122 頁）とする。また、バートン・ワトソン『司馬遷』（筑摩書房、今鷹真訳、1965）は「司馬遷は、現実的に名目上の君主を無視し、その短い治世の話を実際の権力を行使した人物、項羽と呂后の本紀の中に包含した」（153 頁）とする。
- 7 野口定男「呂后本紀を読む」（『史記を読む』研文出版、1980）88 頁。
- 8 野口定男「呂后本紀を読む」95 頁。
- 9 新田幸治「呂后伝」（『司馬遷論攷』雄山閣出版、1999）94 頁。
- 10 伊藤徳男「『史記』本紀の構成」（『東北大学教養部紀要』15、1972）75 頁。
- 11 藤田勝久「『史記』呂太后本紀の歴史観」（『史記秦漢史の研究』）463 頁。
- 12 藤田勝久「『史記』呂太后本紀の歴史観」（『史記秦漢史の研究』）465 頁。
- 13 藤田勝久「『史記』呂太后本紀の歴史観」（『史記秦漢史の研究』）468～469 頁。
- 14 これについて竹内康浩は次のように評する。「呂后の行った残虐行為は恵帝紀・高后紀いずれであれ、本紀には載せない。ずっと後の位置に配列され、総数としても（本紀より）相当に多い列伝の中に、問題の箇所を挿入しておく、という方法を採用したのである。……こうして、問題の箇所を目立つ場所からは外し、しかし全体の中には入れてあるという、「見事な」解決がはかられたのであった」（『正史』はいかに書かれてきたか』大修館書店、2002、79 頁）。
- 15 漢十二年、高祖欲以趙王如意易太子、叔孫通諫上曰「昔者晋献公以酈姫之故廢太子、立奚齊、晋国乱者数十年、為天下笑。秦以不蚤定扶蘇、令趙高得以詐立胡亥、自使滅祀、此陛下所親見。今太子仁孝天下皆聞之。呂后与陛下攻苦食啖、其可背哉。陛下必欲廢適而立少、臣願先伏誅、以頸血汗地。」（劉敬叔孫通列伝）
- 16 恵帝死後に即位した少帝及びそれを継いだ少帝弘については政治的実権はなかったと見るのが一般的だが、郭茵は、呂太后死後に皇帝権力を行使したのは「まだ年少の少帝弘」でこれを独自の権力基盤を十分に持たない呂産らの呂氏が輔佐したとし、この点がそれ以前の統治との根本的な違いとする（『呂太后期の権力構造』第五章、九州大学出版会、2014、157 頁）。
- 17 二年、楚元王、齊悼惠王皆來朝（A 呂 8）・三年、方築長安城、四年就半、五年六年城就、諸侯來會。十月朝賀（A 呂 10・11・12）。
- 18 例えば薄井俊二は恵帝・高后期の世情が極めて安定していたとし、「外戚や宦官が権力を手中にした場合、命令系統の混乱や偏った特権集団の発生により、政治の腐敗・社会全体の荒廃を引きおこすことが多い」が、「所謂「呂氏専権」下の恵帝系皇帝の治世では、こうした社会の動揺や政治の沈滞は見られず、むしろ善政と称すべき穏やかな時代であった」とする（「恵帝の即位—漢初政治における外戚の役割—（その一）」『埼玉大学紀要教育学部』41-1、1992、2～3 頁）。
- 19 A 恵 9、B 高 6、B 高 9、B 高 22。また、『漢書』五行志にも洪水・地震等の記録がある。
- 20 呂太后のもつ「不安」の例として、恵帝崩御後、恵帝を失った不安が張辟疆の策により解消され「太后説」

- (A 呂 14) とある記事、自らの出生について少帝が知ったことについて呂太后が「患之、恐其為亂」(B 呂 11) とある記事を挙げておく。
- 21 本紀中には、日食等に出会うことで呂太后が不快感を示した記事や (B 呂 14)、「趙王如意為祟」とされる蒼い犬の如きものの出現によって病んだ記事がある (B 呂 21)。これらの怪異も、本紀中における呂太后の行動、すなわち自らの身内の政治的地位獲得に邁進する姿勢に対して出現した不吉な兆候と見るべきだろう。
  - 22 この点において、この時期を「呂后によって演じられた漢の封建制度危機の時代」とする伊藤徳男の理解は妥当と考える (『『史記』本紀の構成』75 頁)。
  - 23 恵帝死後に即位した少帝の名に関しては、山田崇仁「前漢前少帝の諱について」(『立命館東洋史学』40、2017)。
  - 24 恵帝崩、太子立為帝、四年、乃自知非皇后子、出言曰「太后安能殺吾母而名我。我社即為所為」。太后聞而患之、恐其作亂、乃幽之永巷、言帝病甚、左右莫得見。太后下詔廢之、語在高后紀。
  - 25 『漢書』張陳王周伝でも漢朝高官たちの言として「呂太后以詐計名它人子、殺其母、養之後宮、令孝恵子之、立以為後、用彊呂氏」という。
  - 26 丞相陳平、大尉周勃、大將軍陳武、御史大夫張蒼、宗正劉郢、朱虚侯劉章、東牟侯劉興居、典客劉揭、皆再拜言曰、子弘等皆非孝恵帝子、不当奉宗廟。
  - 27 比較的近年の例として、鄭曉時「漢恵帝新論—兼論司馬遷的錯乱之筆—」(『中国史研究』2005 年第 3 期) 26 頁、郭茵『呂太后期の権力構造』162～164 頁。
  - 28 たとえば、内藤湖南『支那史学史』(『内藤湖南全集』十一卷、筑摩消防、1969)、稲葉一郎『中国の歴史思想』(創文社、1999) 第二章。
  - 29 柴田昇「『史記』の歴史観に関する覚書」(『愛知江南短期大学紀要』35、2006) 51 頁。
  - 30 柴田昇「『史記』の歴史観に関する覚書」55 頁。
  - 31 男性に維持安定を、女性に秩序の変動をみる性観念の特質は、劉向『列女伝』においても共通して見出される。柴田昇「劉向『列女伝』の世界像—前漢後期における秩序意識と性観念の一形態—」(『血縁関係・老人・女性—中国古代「家族」の周辺—(名古屋中国古代史研究会報告集 1)』名古屋中国古代史研究会、2010)。

表A

呂太后本紀	惠帝紀
<p>(1)</p> <p>呂太后者、高祖微時妃也、生孝惠帝・女魯元太后。及高祖爲漢王、得定陶戚姬、愛幸、生趙隱王如意。孝惠爲人仁弱、高祖以爲不類我、常欲廢太子、立戚姬子如意、如意類我。</p> <p>戚姬幸、常從上之關東、日夜啼泣、欲立其子代太子。</p> <p>呂后年長、常留守、希見上、益疏。如意立爲趙王後、幾代太子者數矣、賴大臣爭之、及留侯策、太子得毋廢。</p> <p>呂后爲人剛毅、佐高祖定天下、所誅大臣多呂后力。呂后兄二人、皆爲將。長兄周呂侯死事、封其子呂台爲酈侯、子產爲交侯、次兄呂釋之爲建成侯。</p> <p>(2)</p> <p>高祖十二年四月甲辰、崩長樂宮、太子襲號爲帝。是時高祖八子、長男肥、孝惠兄也、異母、肥爲齊王。餘皆孝惠弟、戚姬子如意爲趙王、薄夫人子恆爲代王、諸姬子子恢爲梁王、子友爲淮陽王、子長爲淮南王、子建爲燕王。高祖弟交爲楚王、兄子濞爲吳王。非劉氏功臣番君吳芮子臣爲長沙王。</p> <p>(3)</p>	<p>孝惠皇帝、高祖太子也。母曰呂皇后。帝年五歲、高祖初爲漢王。二年、立爲太子。</p> <p>十二年四月、高祖崩。</p> <p>五月丙寅、太子即皇帝位、尊皇后曰皇太后。賜民爵一級。中郎・郎中滿六歲爵三級、四歲二級。外郎滿六歲二級。中郎不滿一歲一級。外郎不滿二歲賜錢萬。宦官尚食比郎中。謁者・執楯・執戟・武士・騶比外郎。太子御・驂乘賜爵五大夫、舍人滿五歲二級。賜給喪事者、二千石錢二萬、六百石以上萬、五百石・二百石以下至佐史五千。視作斥上者、將軍四十金、二千石二十金、六百石以上六金、五百石以下至佐史二金。減田租、復十五稅一。爵五大夫・吏六百石以上及宦皇帝而知名者有罪當盜械者、皆頌繫。上造以上及內外公孫耳孫有罪當刑及當爲城旦舂者、皆耐爲鬼薪白粲。</p>

<p>(4)</p> <p>呂后最怨戚夫人及其子趙王、迺令永巷囚戚夫人、而召趙王。使者三反、趙相建平侯周昌謂使者曰「高帝屬臣趙王、趙王年少。竊聞太后怨戚夫人、欲召趙王并誅之、臣不敢遣王。王且亦病、不能奉詔」。呂后大怒、迺使人召趙相。趙相徵至長安、迺使人復召趙王。王來、未到。孝惠帝慈仁、知太后怒、自迎趙王霸上、與入宮、自挾與趙王起居飲食。太后欲殺之、不得聞。</p> <p>(5)</p> <p><u>孝惠元年十二月、帝晨出射。趙王少、不能蚤起。太后聞其獨居、使人持酖飲之。犁明、孝惠還、趙王已死。於是迺徙淮陽王友爲趙王。</u></p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>夏、詔賜酈侯父追諡爲令武侯。</p> <p>太后遂斷戚夫人手足、去眼、燬耳、飲瘖藥、使居廁中、命曰「人彘」。居數日、迺召孝惠帝觀人彘。孝惠見、問、迺知其戚夫人、迺大哭、因病、歲餘不能起。使人請太后曰「此非人所爲。臣爲太后子、終不能治天下」。孝惠以此日飲爲淫樂、不聽政、故有病也。</p> <p>(8)</p> <p><u>二年、楚元王、齊悼惠王皆來朝。</u></p> <p>十月、孝惠與齊王燕飲太后前、孝惠以爲齊王兄、置上坐、如家人之禮。太后怒、迺令酌兩卮酖、置前、令齊王起爲壽。齊王起、孝惠亦起、取卮欲俱爲壽。</p>	<p>民年七十以上若不滿十歲有罪當刑者、皆完之。又曰「吏所以治民也、能盡其治則民賴之、故重其祿、所以爲民也。今吏六百石以上父母妻子與同居、及故吏嘗佩將軍都尉印將兵及佩二千石官印者、家唯給軍賦、他無有所與」。</p> <p>令郡諸侯王立高廟。</p> <p><u>元年冬十二月、趙隱王如意薨。</u></p> <p>民有罪、得買爵三十級以免死罪。賜民爵、戶一級。</p> <p>春正月、城長安。</p> <p><u>二年冬十月、齊悼惠王來朝。</u></p>
--	--



<p>太后酒恐、自起泛孝惠后。齊王怪之、因不敢飲、詳醉去。問、知其酖、齊王恐、自以爲不得脫長安、憂。  <u>齊內史土說王曰「太后獨有孝惠與魯元公主。今王有七十餘城、而公主酒食數城。王誠以一郡上太后、爲公主湯沐邑、太后必喜、王必無憂」。</u>於是齊王酒上城陽之郡、尊公主爲王太后。呂后喜、許之。酒置酒齊邸、樂飲、罷、歸齊王。</p> <p>(9)</p> <p>(10)  <u>三年、方築長安城、</u></p> <p>(11)      四年就半、</p> <p>(12)  <u>五年六年城就。諸侯來會。</u>      十月朝賀。</p>	<p><u>獻城陽郡以益魯元公主邑、尊公主爲太后。</u></p> <p>春正月癸酉、有兩龍見蘭陵家人井中、乙亥夕而不見。隴西地震。</p> <p>夏旱。郃陽侯仲薨。秋七月辛未、相國何薨。</p> <p><u>三年春、發長安六百里內男女十四萬六千人城長安、三十日罷。</u></p> <p>以宗室女爲公主、嫁匈奴單于。</p> <p>夏五月、立閩越君搖爲東海王。</p> <p>六月、發諸侯王、列侯徒隸二萬人城長安。</p> <p>秋七月、都廡災。南越王趙佗稱臣奉貢。</p> <p>四年冬十月壬寅、立皇后張氏。</p> <p>春正月、舉民孝弟力田者復其身。</p> <p>三月甲子、皇帝冠、赦天下。省法令妨吏民者、除挾書律。長樂宮鴻臺災。宜陽雨血。</p> <p>秋七月乙亥、未央宮凌室災。丙子、織室災。</p> <p>五年冬十月、蠶。桃李華，棗實。</p> <p><u>春正月、復發長安六百里內男女十四萬五千人城長安、三十日罷。</u></p> <p>夏、大旱。</p> <p>秋八月己丑、相國參薨。</p> <p>九月、長安城成。賜民爵、戶一級。</p> <p>六年冬十月辛丑、齊王肥薨。</p> <p>令民得賣爵。女子年十五以上至三十不嫁、五算。</p> <p>夏六月、舞陽侯噲薨。</p> <p>起長安西市、修敖倉。</p>
---	---

<p>(13)</p> <p>(14)  <u>七年秋八月戊寅、孝惠帝崩。發喪、太后哭、泣不下。</u>  留侯子張辟彊爲侍中、年十五、謂丞相曰「太后獨有孝惠、今崩、哭不悲、君知其解乎」。丞相曰「何解」。辟彊曰「帝母壯子、太后畏君等。君今請拜呂台・呂產・呂祿爲將、將兵居南北軍、及諸呂皆入宮、居中用事、如此則太后心安、君等幸得脫禍矣」。丞相迺如辟彊計。太后說、其哭迺哀。呂氏權由此起。迺大赦天下。</p> <p>(15)  <u>九月辛丑、葬。</u>太子即位爲帝、謁高廟。</p> <p>(16)</p>	<p>七年冬十月、發車騎・材官詣滎陽、太尉灌嬰將。</p> <p>春正月辛丑朔、日有蝕之。夏五月丁卯、日有蝕之、既。</p> <p><u>秋八月戊寅、帝崩于未央宮。</u></p> <p><u>九月辛丑、葬安陵。</u></p> <p>贊曰、孝惠內修親親、外禮宰相、優寵齊悼・趙隱、恩敬篤矣。聞叔孫通之諫則懼然、納曹相國之對而心說、可謂寬仁之主。遭呂太后虧損至德、悲夫。</p>
---	---

表B

呂太后本紀	高后紀
<p>(1)</p> <p>(2) 元年、號令一出太后。</p> <p>(3) 太后稱制、議欲立諸呂為王、問右丞相王陵。 王陵曰「高帝刑白馬盟曰『非劉氏而王、天下共擊之』。今王呂氏、非約也」。 太后不說。問左丞相陳平・絳侯周勃。 勃等對曰「高帝定天下、王子弟、今太后稱制、王昆弟諸呂、無所不可」。太后喜、罷朝。 王陵讓陳平・絳侯曰「始與高帝嘵血盟、諸君不在邪。今高帝崩、太后女主、欲王呂氏、諸君從欲阿意背約、何面目見高帝地下」。 陳平・絳侯曰「於今面折廷爭、臣不如君、夫全社稷、定劉氏之後、君亦不如臣」。王陵無以應之。 十一月、太后欲廢王陵、乃拜為帝太傅、奪之相權。 王陵遂病免歸。迺以左丞相平為右丞相、以辟陽侯審食其為左丞相。 左丞相不治事、令監宮中、如郎中令。食其故得幸太后、常用事、公卿皆因而決事。 迺追尊酈侯父為悼武王、欲以王諸呂為漸。</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>	<p>高皇后呂氏、生惠帝。佐高祖定天下、父兄及高祖而侯者三人。惠帝即位、尊呂后為太后。太后立帝姊魯元公主女為皇后、無子、取後宮美人子名之以為太子。惠帝崩、太子立為皇帝、年幼、太后臨朝稱制、大赦天下。乃立兄子呂台・產・祿・台子通四人為王、封諸呂六人為列侯。語在外戚傳。</p> <p>元年春正月、詔曰「前日孝惠皇帝言欲除三族、妖言令、議未決而崩、今除之」。</p> <p>二月、賜民爵、戶一級。初置孝弟力田二千石者一人。</p>

<p>四月、太后欲侯諸呂、迺先封高祖之功臣郎中令無擇爲博城侯。</p> <p>魯元公主薨、賜諡爲魯元太后。子偃爲魯王。魯王父、宣平侯張敖也。</p> <p>封齊悼惠王子章爲朱虛侯、以呂祿女妻之。</p> <p>齊丞相壽爲平定侯。</p> <p>少府延爲梧侯。</p> <p>乃封呂種爲沛侯、呂平爲扶柳侯、張買爲南宮侯。</p> <p>太后欲王呂氏、<u>先立孝惠後宮子彊爲淮陽王、子不疑爲常山王、子山爲襄城侯、子朝爲軹侯、子武爲壺關侯。</u></p> <p>太后風大臣、大臣請立酈侯呂台爲呂王、太后許之。</p> <p>建成康侯釋之卒、嗣子有罪、廢、立其弟呂祿爲胡陵侯、續康侯後。</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>二年、<u>常山王薨</u>、以其弟襄城侯山爲常山王、更名義。</p> <p>(8)</p> <p>十一月、呂王台薨、諡爲肅王、太子嘉代立爲王。</p> <p>(9)</p> <p>三年、無事。</p>	<p>夏五月丙申、趙王宮叢臺災。</p> <p><u>立孝惠後宮子強爲淮陽王、不疑爲恒山王、弘爲襄城侯、朝爲軹侯、武爲壺關侯。</u></p> <p>秋、桃李華。</p> <p>二年春、詔曰「高皇帝匡飭天下、諸有功者皆受分地爲列侯、萬民大安、莫不受休德。朕思念至於久遠而功名不著、亡以尊大誼、施後世。今欲差次列侯功以定朝位、臧于高廟、世世勿絕、嗣子各襲其功位。其與列侯議定奏之」。丞相臣平言「謹與絳侯臣勃·曲周侯臣商·潁陰侯臣嬰·安國侯臣陵等議、列侯幸得賜餐錢奉邑、陛下加惠、以功次定朝位、臣請臧高廟」。奏可。</p> <p>春正月乙卯、地震、羌道、武都道山崩。</p> <p>夏六月丙戌晦、日有蝕之。</p> <p>秋七月、<u>恆山王不疑薨</u>。</p> <p>行八銖錢。</p> <p>三年夏、江水溢、流民四千餘家。</p> <p>秋、星晝見。</p>
--	---

<p>(10)</p> <p>四年、封呂嬃爲臨光侯、呂他爲俞侯、呂更始爲贅其侯、呂忿爲呂城侯、及諸侯丞相五人。</p> <p>(11)</p> <p>宣平侯女爲孝惠皇后時、無子、詳爲有身、取美人子名之、殺其母、立所名子爲太子。(B高1に同内容記事あり)</p> <p>孝惠崩、太子立爲帝。</p> <p><u>帝壯、或聞其母死、非真皇后子、酒出言曰「后安能殺吾母而名我。我未壯、壯即爲變」。太后聞而患之、恐其爲亂、酒幽之永巷中、言帝病甚、左右莫得見。</u></p> <p><u>太后曰「凡有天下治爲萬民命者、蓋之如天、容之如地、上有歡心以安百姓、百姓欣然以事其上、歡欣交通而天下治。今皇帝病久不已、迺失惑昏亂、不能繼嗣奉宗廟祭祀、不可屬天下、其代之」。群臣皆頓首言「皇太后爲天下齊民計所以安宗廟社稷甚深、群臣頓首奉詔」。</u></p> <p>帝廢位、太后幽殺之。</p> <p>(12)</p> <p><u>五月丙辰、立常山王義爲帝、更名曰弘。</u></p> <p>不稱元年者、以太后制天下事也。</p> <p>以軹侯朝爲常山王。置太尉官、絳侯勃爲太尉。</p> <p>(13)</p> <p><u>五年八月、淮陽王薨、以弟壺關侯武爲淮陽王。</u></p> <p>(14)</p> <p>六年十月、太后曰呂王嘉居處驕恣、廢之、以肅王台弟呂產爲呂王。</p> <p><u>夏、赦天下。封齊悼惠王子興居爲東牟侯。</u></p> <p>(15)</p>	<p>四年夏、<u>少帝自知非皇后子、出怨言、皇太后幽之永巷。</u></p> <p><u>詔曰「凡有天下治萬民者、蓋之如天、容之如地。上有驩心以使百姓、百姓欣然以事其上、驩欣交通而天下治。今皇帝疾久不已、乃失惑昏亂、不能繼嗣奉宗廟、守祭祀、不可屬天下。其議代之」。羣臣皆曰「皇太后爲天下計、所以安宗廟社稷甚深。頓首奉詔」。</u></p> <p><u>五月丙辰、立恒山王弘爲皇帝。</u></p> <p>五年春、南粵王尉佗自稱南武帝。</p> <p><u>秋八月、淮陽王彊薨。</u></p> <p>九月、發河東上黨騎屯北地。</p> <p>六年春、星晝見。</p> <p><u>夏四月、赦天下。</u>秩長陵令二千石。</p> <p>六月、城長陵。匈奴寇狄道、攻阿陽。行五分錢。</p> <p>七年冬十二月、匈奴寇狄道、略二千餘人。</p>
--	--

<p>七年<u>正月</u>、太后召趙王友。友以諸呂女爲后、弗愛、愛他姬、諸呂女妒、怒去、讒之於太后、誣以罪過、曰「呂氏安得王。太后百歲後、吾必擊之」。太后怒、以故召趙王。趙王至、置邸不見、令衛圍守之、弗與食。其羣臣或竊饋、輒捕論之、趙王餓、乃歌曰「諸呂用事兮劉氏危、迫脅王侯兮疆授我妃。我妃既妒兮誣我以惡、讒女亂國兮上曾不寤。我無忠臣兮何故弃國。自決中野兮蒼天舉直。于嗟不可悔兮寧蚤自財。為王而餓死兮誰者憐之。呂氏絕理兮託天報仇」。<u>丁丑</u>、<u>趙王幽死</u>、以民禮葬之長安民冢次。</p> <p><u>己丑</u>、<u>日食</u>、<u>晝晦</u>。太后惡之、心不樂、乃謂左右曰「此爲我也。」</p> <p>(16)</p> <p>二月、徙梁王恢爲趙王。</p> <p>呂王產徙爲梁王、梁王之國、爲帝太傅。 立皇子平昌侯太爲呂王。更名梁曰呂、呂曰濟川。 太后女弟呂嬃有女爲營陵侯劉澤妻、澤爲大將軍。 太后王諸呂、恐即崩後劉將軍爲害、<u>迺以劉澤爲琅邪王、以慰其心</u>。</p> <p>(17)</p> <p>(18)</p> <p>梁王恢之徙王趙、心懷不樂。太后以呂產女爲趙王后。王后從官皆諸呂、擅權、微伺趙王、趙王不得自恣。王有所愛姬、王后使人酖殺之。王乃爲歌詩四章、令樂人歌之。王悲、<u>六月即自殺</u>。太后聞之、以爲王用婦人弃宗廟禮、廢其嗣。</p> <p>宣平侯張敖卒、以子偃爲魯王、敖賜諡爲魯元王。 秋、太后使使告代王、欲徙王趙。代王謝、願守代</p>	<p><u>春正月丁丑</u>、<u>趙王友幽死于邸</u>。</p> <p><u>己丑晦</u>、<u>日有蝕之</u>、<u>既</u>。</p> <p>以梁王呂產爲相國、趙王祿爲上將軍。</p> <p><u>立營陵侯劉澤爲琅邪王</u>。</p> <p>夏五月辛未、詔曰「昭靈夫人、太上皇妃也。武哀侯·宣夫人、高皇帝兄姊也。號諡不稱、其議尊號」。丞相臣平等請尊昭靈夫人曰昭靈后、武哀侯曰武哀王、宣夫人曰昭哀后。</p> <p><u>六月</u>、<u>趙王恢自殺</u>。</p>
--	---

<p>邊。</p> <p>太傅產・丞相平等言、武信侯呂祿上侯、位次第一、請立爲趙王。太后許之、追尊祿父康侯爲趙昭王。</p> <p>(19)</p> <p><u>九月、燕靈王建薨、有美人子、太后使人殺之、無後、國除。</u></p> <p>(20)</p> <p>八年十月、立呂肅王子東平侯呂通爲燕王、封通弟呂莊爲東平侯。</p> <p>(21)</p> <p>三月中、呂后祓、還過軹道、見物如蒼犬、據高后掖、忽弗復見。卜之、云趙王如意爲祟。高后遂病掖傷。</p> <p>(22)</p> <p>高后爲外孫魯元王偃年少、蚤失父母、孤弱、迺封張敖前姬兩子、侈爲新都侯、壽爲樂昌侯、以輔魯元王偃。</p> <p><u>及封中大謁者張釋爲建陵侯、呂榮爲祝茲侯。諸中宦者令丞皆爲關內侯、食邑五百戶。</u></p> <p>(23)</p> <p>七月中、高后病甚、迺令趙王呂祿爲上將軍、軍北軍、呂王產居南軍。</p> <p>呂太后誡產・祿曰「高帝已定天下、與大臣約、曰『非劉氏王者、天下共擊之』。今呂氏王、大臣弗平。我即崩、帝年少、大臣恐爲變。必據兵衛宮、慎毋送喪、毋爲人所制」。</p> <p>(24)</p> <p><u>辛巳、高后崩、遺詔賜諸侯王各千金、將相列侯郎吏皆以秩賜金。大赦天下。</u></p> <p>以呂王產爲相國、以呂祿女爲帝后。</p>	<p><u>秋九月、燕王建薨。</u></p> <p>南越侵盜長沙、遣隆慮侯竈將兵擊之。</p> <p>八年春、封中謁者張釋卿爲列侯。<u>諸中官・宦者令丞皆賜爵關內侯、食邑。</u></p> <p>夏、江水・漢水溢、流萬餘家。</p> <p><u>秋七月辛巳、皇太后崩于未央宮。遺詔賜諸侯王各千金、將相列侯下至郎吏各有差。大赦天下。</u></p>
---	---

表 C

呂太后本紀	高后紀
<p>(1)</p> <p>高后已葬、以左丞相審食其爲帝太傅。  <u>朱虛侯劉章有氣力、東牟侯興居其弟也。皆齊哀王弟、居長安。</u>          當是時、諸呂用事擅權、欲爲亂、畏高帝故大臣絳・灌等、未敢發。  <u>朱虛侯婦、呂祿女、陰知其謀。恐見誅、酒陰令人告其兄齊王、欲令發兵西、誅諸呂而立。朱虛侯欲從中與大臣爲應。齊王欲發兵、其相弗聽。</u></p> <p>(2)</p> <p>八月丙午、齊王欲使人誅相、相召平迺反、舉兵欲圍王、王因殺其相、<u>遂發兵東、詐奪琅邪王兵、并將之而西。</u>          語在齊王語中。          齊王迺遣諸侯王書曰「高帝平定天下、王諸子弟、悼惠王王齊。悼惠王薨、孝惠帝使留侯良立臣爲齊王。孝惠崩、高后用事、春秋高、聽諸呂、擅廢帝更立、又比殺三趙王、滅梁・趙・燕以王諸呂、分齊爲四。忠臣進諫、上惑亂弗聽。今高后崩、而帝春秋富、未能治天下、固恃大臣諸侯。而諸呂又擅自尊官、聚兵嚴威、劫列侯忠臣、矯制以令天下、宗廟所以危。寡人率兵入誅不當爲王者」。</p> <p>(3)</p> <p>漢聞之、<u>相國呂產等迺遣潁陰侯灌嬰將兵擊之。</u>  <u>灌嬰至滎陽、迺謀曰「諸呂擁兵關中、欲危劉氏而自立。今我破齊還報、此益呂氏之資也」。迺留屯滎陽、使使諭齊王及諸侯、與連和、以待呂氏變、共誅之。</u>齊王聞之、迺還兵西界待約。          呂祿・呂產欲發亂關中、內憚絳侯・朱虛等、外畏齊・楚兵、又恐灌嬰畔之、欲待灌嬰兵與齊合而發、猶豫未決。當是時、濟川王太・淮陽王武・常山王朝名爲少帝弟、及魯元王呂后外孫、皆年少未之國、居長安。          趙王祿・梁王產各將兵居南北軍、皆呂氏之人。列</p>	<p>上將軍祿・相國產顯兵秉政、自知背高皇帝約、恐爲大臣諸侯王所誅、因謀作亂。<u>時齊悼惠王子朱虛侯章在京師、以祿女爲婦、知其謀、乃使人告兄齊王、令發兵西。章欲與太尉勃・丞相平爲內應、以誅諸呂。</u></p> <p>齊王<u>遂發兵</u>、又詐琅邪王澤發其國兵、并將而西。</p> <p><u>產・祿等遣大將軍灌嬰將兵擊之。</u>  <u>嬰至滎陽、使人諭齊王與連和、待呂氏變而共誅之。</u></p>



侯群臣莫自堅其命。

(4)

太尉絳侯勃不得入軍中主兵。曲周侯酈商老病、其子寄與呂祿善。絳侯酒與丞相陳平謀、使人劫酈商、令其子寄往給說呂祿曰「高帝與呂后共定天下、劉氏所立九王、呂氏所立三王、皆大臣之議、事已布告諸侯、諸侯皆以爲宜。今太后崩、帝少、而足下佩趙王印、不急之國守藩、酒爲上將、將兵留此、爲大臣諸侯所疑。足下何不歸將印、以兵屬太尉。請梁王歸相國印、與大臣盟而之國、齊兵必罷、大臣得安、足下高枕而王千里、此萬世之利也」。

呂祿信然其計、欲歸將印、以兵屬太尉。使人報呂產及諸呂老人、或以爲便、或曰不便、計猶豫未有所決。

呂祿信酈寄、時與出游獵。

過其姑呂嬃、嬃大怒、曰「若爲將而棄軍、呂氏今無處矣」。酒悉出珠玉寶器散堂下、曰「毋爲他人守也」。

(5)

左丞相食其免。

八月庚申旦、平陽侯窋行御史大夫事、見相國產計事。郎中令賈壽使從齊來、因數產曰「王不蚤之國、今雖欲行、尚可得邪」。具以灌嬰與齊楚合從、欲誅諸呂告產、酒趣產急入宮。平陽侯頗聞其語、酒馳告丞相・太尉。太尉欲入北軍、不得入。襄平侯通尚符節。酒令持節矯內太尉北軍。

太尉復令酈寄與典客劉揭先說呂祿曰「帝使太尉守北軍、欲足下之國、急歸將印辭去、不然、禍且起」。呂祿以爲酈兄不欺己、遂解印屬典客、而以兵授太尉。太尉將之入軍門、行令軍中曰「爲呂氏右袒、爲劉氏左袒」。軍中皆左袒爲劉氏。

太尉行至、將軍呂祿亦已解上將印去、太尉遂將北軍。

(6)

然尚有南軍。平陽侯聞之、以呂產謀告丞相平、丞相平酒召朱虛侯佐太尉。太尉令朱虛侯監軍門。令平

太尉勃與丞相平謀、以曲周侯酈商子寄與祿善、使人劫商令寄給說祿曰「高帝與呂后共定天下、劉氏所立九王、呂氏所立三王、皆大臣之議。事已布告諸侯王、諸侯王以爲宜。今太后崩、帝少、足下不急之國守藩、乃爲上將將兵留此、爲大臣諸侯所疑。何不速歸將軍印、以兵屬太尉、請梁王亦歸相國印、與大臣盟而之國。齊兵必罷、大臣得安、足下高枕而王千里、此萬世之利也」。

祿然其計、使人報產及諸呂老人。或以爲不便、計猶豫未有所決。

祿信寄、與俱出遊、過其姑呂嬃。

嬃怒曰「汝爲將而棄軍、呂氏今無處矣」。乃悉出珠玉寶器散堂下、曰「無爲它人守也」。

八月庚申、平陽侯窋行御史大夫事、見相國產計事。郎中令賈壽使從齊來、因數產曰「王不早之國、今雖欲行、尚可得邪」。具以灌嬰與齊楚合從狀告產。平陽侯窋聞其語、馳告丞相・太尉勃。勃欲入北軍、不得入。襄平侯紀通尚符節、乃令持節矯內勃北軍。

勃復令酈寄・典客劉揭說祿、曰「帝使太尉守北軍、欲令足下之國、急歸將軍印辭去。不然、禍且起」。祿遂解印屬典客、而以兵授太尉勃。勃入軍門、行令軍中曰「爲呂氏右袒、爲劉氏左袒」。軍皆左袒。

勃遂將北軍。

然尚有南軍、丞相平召朱虛侯章佐勃。勃令章監軍門、令平陽侯告衛尉、毋內相國產殿門。

<p>陽侯告衛尉「毋入相國產殿門」。</p> <p>呂產不知呂祿已去北軍、酒入未央宮、欲爲亂、殿門弗得入、裴回往來。平陽侯恐弗勝、馳語太尉。太尉尚恐不勝諸呂、未敢訟言誅之、酒遣朱虛侯謂曰「急入宮衛帝」。</p> <p>朱虛侯請卒、太尉予卒千餘人。入未央宮門、遂見產廷中。</p> <p>日舖時、遂擊產。產走、天風大起、以故其從官亂、莫敢鬪。逐產、殺之郎中府吏廁中。</p> <p>朱虛侯已殺產、帝命謁者持節勞朱虛侯。朱虛侯欲奪節信、謁者不肯、朱虛侯則從與載、因節信馳走、斬長樂衛尉呂更始。還、馳入北軍、報太尉。大尉起、拜賀朱虛侯曰「所患獨呂產、今已誅、天下定矣」。遂遣人分部悉捕諸呂男女、無少長皆斬之。</p> <p>辛酉、捕斬呂祿、而答殺呂嬃。</p> <p>(7)</p> <p>使人誅燕王呂通、而廢魯王偃。</p> <p>壬戌、以帝太傅食其復為左丞相。</p> <p>戊辰、徙濟川王王梁。立趙幽王子遂為趙王。</p> <p>遣朱虛侯章以誅諸呂氏事告齊王、令罷兵。灌嬰兵亦罷滎陽而歸。</p> <p>(8)</p> <p>諸大臣相與陰謀曰「少帝及梁·淮陽·常山王、皆非真孝惠子也。呂后以計詐名他人子、殺其母、養後宮、令孝惠子之、立以為後及諸王、以彊呂氏。今皆已夷滅諸呂、而置所立、即長用事、吾屬無類矣。不如視諸王最賢者立之」。</p> <p>(9)</p> <p>或言「齊悼惠王高帝長子、今其適子為齊王、推本言之、高帝適長孫、可立也」。</p> <p>大臣皆曰「呂氏以外家惡而幾危宗廟、亂功臣。今齊王母家駟鈞、惡人也。即立齊王、則復為呂氏」。欲立淮南王、以為少、母家又惡。</p> <p>灑曰「代王方今高帝見子、最長、仁孝寬厚。太后家薄氏謹良。且立長故順、以仁孝聞於天下、便」。</p>	<p>產不知祿已去北軍、入未央宮欲爲亂。殿門弗內、徘徊往來。平陽侯馳語太尉勃、勃尚恐不勝、未敢誦言誅之、乃謂朱虛侯章曰「急入宮衛帝」。</p> <p>章從勃請卒千人、入未央宮掖門、見產廷中。</p> <p>日舖時、遂擊產。產走。天大風、從官亂、莫敢鬪者。逐產、殺之郎中府吏舍廁中。</p> <p>章已殺產、帝令謁者持節勞章。章欲奪節、謁者不肯、章乃從與載、因節信馳斬長樂衛尉呂更始。還入北軍、復報太尉勃。勃起拜賀章、曰「所患獨產、今已誅、天下定矣」。辛酉、殺呂祿、答殺呂嬃。分部悉捕諸呂男女、無少長皆斬之。</p> <p>大臣相與陰謀、以為少帝及三弟為王者皆非孝惠子、復共誅之、尊立文帝。語在周勃·高五王傳。</p>
---	--

<p>酒相與共陰使人召代王。代王使人辭謝。</p> <p>再反、然後乘六乘傳。後九月晦日己酉、至長安、舍代邸。</p> <p>大臣皆往謁、奉天子璽上代王、共尊立爲天子。</p> <p>代王數讓、群臣固請、然後聽。</p> <p>東牟侯興居曰「誅呂氏吾無功、請得除宮」。酒與太僕汝陰侯滕公入宮、前謂少帝曰「足下非劉氏、不當立」。</p> <p>乃顧廳左右執戟者掙兵罷去。有數人不肯去兵、宦者令張澤諭告、亦去兵。滕公酒召乘輿車載少帝出。</p> <p>少帝曰「欲將我安之乎」。滕公曰「出就舍」。</p> <p>舍少府。酒奉天子法駕、迎代王於邸。報曰「宮謹除」。</p> <p>代王即夕入未央宮。有謁者十人持戟衛端門、曰「天子在也、足下何爲者而入」。</p> <p>代王酒謂太尉。太尉往諭、謁者十人皆掙兵而去。代王遂入而聽政。</p> <p>夜、有司分部誅滅梁・淮陽・常山王及少帝於邸。</p> <p>代王立爲天子。二十三年崩、諡爲孝文皇帝。</p> <p>(10)</p> <p>太史公曰、<u>孝惠皇帝・高后之時、黎民得離戰國之苦、君臣俱欲休息乎無爲、故惠帝垂拱、高后女主稱制、政不出房戶、天下晏然。刑罰罕用、罪人是希。民務稼穡、衣食滋殖。</u></p>	<p>贊曰、<u>孝惠・高后之時、海內得離戰國之苦、君臣俱欲無爲、故惠帝拱己、高后女主制政、不出房闥、而天下晏然、刑罰罕用、民務稼穡、衣食滋殖。</u></p>
---	--